

ID: 72

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第59条第1項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (高度利用地区) 第59条 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日